

議 案 第 22・23 号 説 明 資 料

令和7年3月17日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例
大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～11

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正概要

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」が、令和7年1月31日に改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定めている以下の各条例について、所要の改正を行うため、規定の改正を行います。

- ① 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 改正内容

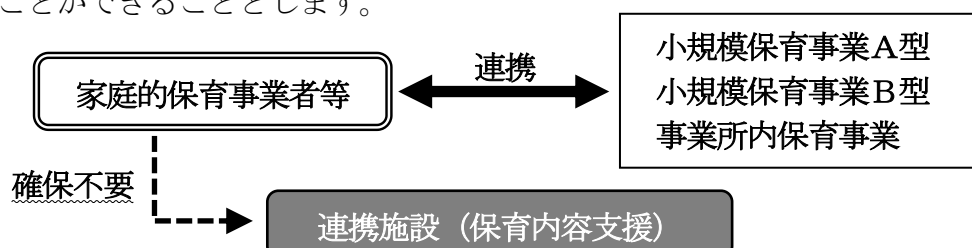
(1) 連携施設経過措置の延長（①：附則第3条／②：附則第5条）改正

原則として2歳までの子どもを預かる家庭的保育事業等は、連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園）を確保する必要がありますが、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を令和11年度まで5年間延長するため、経過措置の期限を、設置運営基準の施行日から15年間とします。



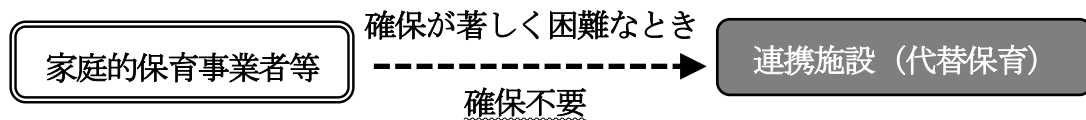
(2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し（①：第7条／②：第42条）項追加

集団保育の機会を提供するために設定する「保育内容支援」の連携施設について、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業との連携が確保できれば、連携施設を確保しないことができることとします。



(3) 代替保育に係る連携施設の見直し (①：第7条第2・3項／②：第42条第2・3項) 改正

家庭的保育事業等の職員の病気等により保育を提供することができない場合に、変わって保育を提供するために設定する「代替保育」の連携施設について、確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設を確保しないことができることとします。



(4) その他所要の改正 (②：第37条第1項) 改正

(5) 施行日

令和7年4月1日から施行します。

3 参考資料

(1) 各条例の位置づけ

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ・認可権者は、施設・事業が基準を満たしているか判断し、認可の可否を決定します。
- ・家庭的保育事業等は、町が条例で定める基準に基づき判断します。

施設・事業	認可権者
認定こども園	県（指定都市・中核市）
幼稚園	県
保育所	県（指定都市・中核市）
家庭的保育事業等	町

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- ・町は、認可施設・事業に対して運営費の給付を行うため、認可施設・事業が条例で定める給付の基準を満たしているか確認を行います。

認可施設・事業	確認権者
認定こども園	町
幼稚園	
保育所	
地域型保育事業	

※ 家庭的保育事業等 ＝ 地域型保育事業

(2) 家庭的保育事業等の種類

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな・こびとのこや 楽友庵
	B型：A型とC型の間間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型：20人以上 小規模型：19人以下	—

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
目次 省略 第 1 章 第 1 条～第 6 条 省略 （保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条、第 18 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項の法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項の保育所をいう。）、幼稚園（同項の幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項の認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 17 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「<u>保育内容支援</u>」という。）を実施すること。 （2）省略 （3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項の事業所内保	目次 省略 第 1 章 第 1 条～第 6 条 省略 （保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条、第 18 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項の法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項の保育所をいう。）、幼稚園（同項の幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項の認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 17 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。 （2）省略 （3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項の事業所内保

改正案	現行
育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第43条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第43条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る<u>連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	
3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、<u>第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u>であつて、<u>第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u>	
4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u>	2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>

改正案	現行
<u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 省略 6 省略 7 省略 第8条～第22条 省略 第2章～第6章 省略 附 則 第1条・第2条 省略 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要な適切な支	(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 省略 4 省略 5 省略 第8条～第22条 省略 第2章～第6章 省略 附 則 第1条・第2条 省略 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要な適切な支

改正案	現行
援を行うことができると町が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15 年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第 4 条～第 9 条 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	援を行うことができると町が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10 年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第 4 条～第 9 条 省略

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
目次 省略 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大磯町条例第 11 号）第 28 条の小規模保育事業 A 型をいう。<u>第 42 条第 3 項</u>において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条の小規模保育事業 B 型をいう。<u>第 42 条第 3 項</u>において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条の小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 第 38 条～第 41 条 省略 （特定教育・保育施設等との連携） 第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第 7 項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容	目次 省略 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大磯町条例第 11 号）第 28 条の小規模保育事業 A 型をいう。<u>第 42 条第 3 項第 1 号</u>において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条の小規模保育事業 B 型をいう。<u>第 42 条第 3 項第 1 号</u>において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条の小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 第 38 条～第 41 条 省略 （特定教育・保育施設等との連携） 第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第 5 項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。

改正案	現行
<u>支援」という。）を実施すること。</u> (2) 省略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「<u>小規模保育事業A型事業者等</u>」という。）であつて、<u>第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用</u>	(2) 省略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規</u>

改正案	現行
しないこととすることができる。 <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 第43条～第52条 省略 第4章 省略	定を適用しないこととすることができる。 <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 第43条～第52条 省略 第4章 省略

改正案	現行
附 則 第 1 条～第 4 条 省略 （連携施設に関する経過措置） 第 5 条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号の事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と町が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 附 則 <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	附 則 第 1 条～第 4 条 省略 （連携施設に関する経過措置） 第 5 条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号の事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と町が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。